

運送契約書

甲州市長選挙 候補者 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、甲が選挙運動のために使用する自動車の運
送について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動の為に使用

2 車種及び登録番号

3 台数 1台

4 使用期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (日間)

5 契約金額 金 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
内訳 (1日 円 × 日間)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、「甲州市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき甲州市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、甲州市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は甲州市には請求できない。

7 その他

無投票になった場合、この契約は、立候補の届出をした日から無投票が確定した日までの契約とする。

令和 年 月 日

甲 甲州市長選挙候補者
氏 名 印
住 所

乙 住 所
(フリガナ)
名 称 印
(フリガナ)
代 表 者 印

車輛賃貸借契約書

甲州市長選挙候補者 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、車輛の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動の為に使用

2 車種及び登録番号

3 台数 1台

4 使用期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (日間)

5 契約金額 金 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。) 内訳 (1日 円× 日間)

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輛の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める定款に従う義務を負う。

7 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、「甲州市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき甲州市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、甲州市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は甲州市には請求できない。

8 その他

無投票になった場合、この契約は、立候補の届出をした日から無投票が確定した日までの契約とする。

令和 年 月 日

甲	甲州市長選挙候補者 氏 名 住 所	印
乙	住 所 (刀封) 名 称 (刀封) 代 表 者	印 印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

甲州市長選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり
契約を締結する。

1 供給期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

2 供給場所
所在地
名 称

3 供給を受ける自動車の登録番号

4 金 額

単価 1 ㊦当たり 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。) とし、期間中の供給総量に単価
を乗じて得た金額とする。 (供給予定総量 ㊦)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、「甲州市の議会の議員及び長の選挙における
選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき甲州市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な
手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、甲州市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速や
かに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は甲州市には
請求できない。

6 その他

無投票になった場合、この契約は、立候補の届出をした日から無投票が確定した日までの契約とす
る。

令和 年 月 日

甲 甲州市長選挙候補者
氏 名 印
住 所

乙 住 所
(フリガナ)
名 称 印
(フリガナ)
代 表 者 印

選挙運動用自動車運転契約書

甲州市長選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、甲が公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

2 運転する期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (日間)

原則として毎日 時 分から 時 分まで

3 運転する車輛の車種及び登録番号

4 契約金額 金 _____ 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。) 内訳 (1日につき _____ 円 × _____ 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、「甲州市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき甲州市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、甲州市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は甲州市には請求できない。

6 その他

無投票になった場合、この契約は、立候補の届出をした日から無投票が確定した日までの契約とする。

令和 年 月 日

甲 甲州市長選挙候補者
氏 名
住 所

印

乙 住 所
(フリガナ)
名 称
(フリガナ)
代 表 者

印

印

選挙運動用ポスター作成契約書

収入
印紙

甲州市長選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成に
ついて、次のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター
- 作成枚数 枚
- 契約金額 金 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
(単価 円 銭)
- 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、「甲州市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき甲州市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、甲州市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は甲州市には請求できない。

6 その他

令和 年 月 日

甲	甲州市長選挙候補者 氏名 住所	印
乙	住所 (フリガナ) 名称 (フリガナ) 代表者	印 印

選挙運動用ビラ作成契約書

収入
印紙

甲州市長選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、
次のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法第142条第1項第6号に定めるビラ
- 作成枚数 枚
- 契約金額 金 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
(単価 円 銭)
- 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、「甲州市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき甲州市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、甲州市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は甲州市には請求できない。

6 その他

令和 年 月 日

甲	甲州市長選挙候補者	
	氏名	印
	住所	
乙	住所	
	(フリガナ)	
	名称	印
	(フリガナ)	
	代表者	印